インターネット上の不正競争防止に関する暫定規定

(2024年5月6日国家市場監督管理総局令第91号にて公布、2024年9月1日から施行)

第一章 総則

第一条 『中華人民共和国不正競争防止法』(以下「不正競争防止法」という)、『中華人民共和国電子商取引法』(以下「電子商取引法」という)及びその他の法律、行政法規に基づき、インターネット上の不正競争行為を予防・抑制し、公正競争の市場秩序を守り、イノベーションを奨励し、事業者及び消費者の合法的権益を保護し、デジタル経済の規範的・持続的かつ健全な発展を促進するために、本規定を制定した。

第二条 事業者が法律に従って事業活動を行い、市場競争に公正に参加することを 奨励・支援する。インターネットなどの情報ネットワーク(以下、「インターネット」 という)を通じて生産活動や事業活動を行う事業者は、自主性、平等性、公平性、誠 実性の原則に則り、法令を遵守し、企業倫理を遵守しなければならない。

事業者は、インターネット上で不正競争行為を行ったり、市場競争の秩序を乱したり、公正な市場取引に影響を与えたり、他の事業者や消費者の合法的権益を損なってはならない。

第三条 国家市場監督管理総局は、インターネット上の不正競争に対する全国的な活動を監督・指導し、重大な影響を及ぼすインターネット上の不正競争に関する全国的な案件の調査・処理を組織する責任を負う。

県レベル以上の地方の市場監督管理部門は、法律に基づきインターネット上の不正 競争行為を調査・処理しなければならない。

違法行為を調査・処理する過程において、市場監督管理部門は法に基づく行政管理 を堅持し、厳格で、規範的、公平かつ文明的な法執行を確保しなければならない。

第四条 市場監督管理部門は、不正競争防止協調機構の各構成単位と協力し、インターネット上の不正競争防止に関する重大な政策・措置を実施し、インターネット上の不正競争防止業務の重大な問題を研究し、重大な案件を共同で調査・処理し、協力して総合的なガバナンスを推進しなければならない。

不正競争防止協調機構の各構成単位は、職務分掌に従い、法律に基づき、金融、メディア、通信などの業界の管理を強化し、インターネット上の不正競争行為を予防・

抑制するための効果的な措置を講じなければならない。

第五条 国家は、すべての組織と個人がインターネット上の不正競争行為に対する 社会的監督を行うことを奨励・支持・保護する。インターネット上の不正競争の疑い がある行為について、いかなる単位又は個人も法律に基づき市場監督管理部門に通報 する権利を有し、市場監督管理部門は通報を受けた後、適時に対処しなければならな い。

業界団体は業界の自己規律を強化し、会員が法律を遵守して競争するよう指導・規制しなければならない。

第六条 プラットフォーム運営者は、プラットフォーム内の競争行為の規制及び管理を強化し、プラットフォーム内の事業者が不正競争の方法を用いて違法に商品を販売し、サービスを提供し、又は消費者の合法的権益を侵害したことが判明した場合、規定に基づき適時に必要な処分措置を講じ、関連記録を保存し、プラットフォーム事業者の住所地の県レベル以上の市場監督管理部門に報告しなければならない。記録の保存期間は、処分措置が講じられた日から起算し、3年を下回ってはならない。

第二章 インターネット上の不正競争行為

- **第七条** 事業者は、インターネットを利用して、次に掲げる、他人の商品(本規定でいう商品には役務も含まれる)であるかのように思わせ、又は他人と特定のつながりがあるかのように思わせるような混同行為を行ってはならない。
- (一)他人の一定の影響力を有するドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページなどと同一又は近似する標識を無断で使用する行為。
- (二)他人の一定の影響力を有する商品名称、企業名称(略称、屋号などを含む)、 社会組織名称(略称などを含む)、氏名(ペンネーム、芸名、訳名などを含む)をド メイン名の主体部分などのインターネット事業活動の標識として無断で使用する行 為。
- (三)他人の一定の影響力を有するアプリケーションソフト、オンラインショップ、 クライアント、アプレット、公式アカウント、ゲームインターフェースなどのページ デザイン、名称、アイコン、形状などと同一又は近似する標識を無断で使用する行為。
 - (四)他人の一定の影響力を有するインターネット別名、インターネット記号、イ

ンターネット略語などの標識を無断で使用する行為。

- (五)他人の商品である又は他人と特定のつながりがあると誤認させることが十分 可能な商品を生産販売する行為。
- (六) インターネット上の事業所などの便宜の提供を通じて、他の事業者と共同で 混同行為を行う行為。
- (七) その他のインターネットを通じて実施される、他人の商品である又は他人と 特定のつながりがあると誤認させることが十分可能な混同行為。

他人の一定の影響力を有する商業標識を検索キーワードとして無断で設定し、他人の商品である又は他人と特定のつながりがあると誤認させることが十分可能な場合、前項に規定された混同行為に当たる。

- 第八条 事業者は、次のような方法で、商品の生産経営主体や、商品の性能、機能、 品質、出所、受賞暦、資格・資質などについて、虚偽又は誤解を招くような商業宣伝 を行って、消費者又は関連公衆を欺いたり誤解を与えたりしてはならない。
- (一) ウェブサイト、クライアント、アプレット及び公式アカウントなどを通じて、 展示、実演、説明、解説、宣伝又はテキスト表示を行うこと。
- (二) ライブ放送、プラットフォームによる推奨、インターネット上のコピーライ ティングなどにより商業マーケティング活動を実施すること。
- (三)人気検索ワード、ホットコメント、人気投稿のシェア、ランキングリストなどにより商業マーケティング活動を実施すること。
 - (四) その他の虚偽や誤解を招く商業宣伝行為。

事業者は、他の事業者による前項の虚偽や誤解を招く商業宣伝行為を幇助してはならない。

- 第九条 事業者は、次のような行為を実施して、商品の生産経営主体や商品の販売 状況、取引情報、経営データ、ユーザー評価などについて虚偽又は誤解を招くような 商業宣伝を行って、消費者又は関連公衆を欺いたり、誤解を与えたりしてはならなな い。
 - (一) 虚偽の取引又は虚偽のランキング。
 - (二) 取引金額、成約数量、予約数量などの経営に関するデータ情報の捏造。
 - (三)架空在庫、架空の予約、虚偽の買い占めなどを使ったマーケティイング。
 - (四) ユーザーの評価を捏造したり、誤解を招くような展示などで低評価を隠した

- り、良い評価を前面に出して低評価を後方に配置したり、異なる商品の評価を明確に区別しないなど。
- (五)キャッシュバック、ラッキーマネー、クーポンなどで、ユーザーが特定の良い評価、「いいね!」、ターゲットを絞った投票などのインタラクティブ行動を行うよう誘導する。
- (六) お気に入り追加数、クリック数、フォロー数、「いいね!」の数、閲覧数、 購読数、リツイート数などのトラフィックデータの捏造。
- (七)投票数、聴取数、観覧数、再生数、興行収入、視聴率などのインタラクティブデータの捏造。
 - (八) 進学率、試験合格率、就職率などの教育・訓練効果の捏造。
- (九) 口コミの捏造、話題のでっち上げ、虚偽の世論ホットスポットのでっち上げ、 インターネット就業者収入の捏造などを使ったマーケティイング。
 - (十) その他の虚偽又は誤解を招く商業宣伝行為。

事業者は、虚偽取引の組織、虚偽ランキングの組織などで、他の事業者による前項 に規定する虚偽又は誤解を招く商業宣伝行為を幇助してはならない。

- 第十条 事業者は、取引機会又はトラフィック、ランキング、フォロワーサービス などにおける競争上の優位性を図るために、財物又はその他の手段を用いてプラット フォームのスタッフや、取引に影響を与える単位又は個人に賄賂を与えてはならない。 前項にいう財物には、現金、物品、インターネット上の仮想財産及びギフト券、基金、株式、債務免除などの財産的利益が含まれる。
- 第十一条 事業者はインターネットを通じて虚偽又は誤解を招く情報を捏造、流布 したり、以下のような競争相手の商業的評判又は商品の評判を侵害する又は侵害する 恐れがある行為をしたりしてはならない。
- (一) 競合相手の商品に対して悪意を持って批評するよう、他者を組織したり指示 したりすること。
- (二) インターネットを通じて虚偽又は誤解を招く情報を広めるよう、他者を利用 したり、組織したり、指示したりすること。
- (三) インターネットを使用して、虚偽又は誤解を招く情報を含む「リスクアラート」、「顧客通知」、「警告書」、又は「告発状」を広めること。
 - (四) その他の虚偽又は誤解を招く情報を捏造、流布し、競争相手の商業的評判又

は商品の評判を侵害する行為。

クライアント、アプレット及び公式アカウントの運営者、並びに投稿及びコメント・サービスを提供する組織又は個人は、故意に事業者と共同して前項の行為を行ってはならない。

本条でいう商業的評判とは、商業活動における事業者の信用と評判を指し、その事業者の信用状況、企業倫理、技術水準、経済力などに対する関連公衆の評価を含む。 本条でいう商品の評判とは、品質やブランドなどにおける商品の好感度や知名度を指す。

第十二条 事業者は、インターネット、ビッグデータ、アルゴリズム、その他の技術的手段を利用し、ユーザーの選択に影響を与えたり、又はその他の方法により、トラフィックのハイジャック、妨害、悪意のある非互換性などの行為を実施し、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運用を妨害したり、破壊したりしてはならない。

前項の「ユーザーの選択に影響を与える」ことには、「利用者の意思や選択権に反すること」、「操作の複雑さを増すこと」、「利用の一貫性を乱すこと」などが含まれる。

第一項に規定する不正競争行為に当たるかどうかを判断するにあたっては、技術革 新や産業の発展に資するかどうかといった要素を十分に考慮しなければならない。

- 第十三条 事業者は、他の事業者の承諾を得ることなく、技術的手段を用いて、次に掲げるリンクの挿入や強制的な対象サイトへのジャンプなどの行為を実施することにより、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運用を妨害したり、破壊したりしてはならない。
- (一)他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスに、ジャンプリンクを挿入したり、自社又は他者の製品又はサービスを埋め込んだりすること。
- (二) キーワードの関連付け、偽の操作オプションの設定などを利用して、自社の製品やサービスを指すリンクを設定し、ユーザーを欺いたり、誤解させたりしてクリックさせること。
 - (三) その他、リンクの挿入や強制的な対象サイトへのジャンプ行為。

第十四条 事業者は、技術的手段を用いて、他の事業者が合法的に提供する機器、機能、その他のプログラムなどのインターネット商品又はサービスを変更、閉鎖、アンインストールするよう、ユーザーを誤解させたり、欺いたり、強制したりしてはな

らない。

第十五条 事業者は、技術的手段を用いて、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスに対し、悪意を持って非互換性を課してはならない。

事業者が、他の事業者の合法的に提供するインターネット商品又はサービスに悪意を持って非互換性を課しているかどうかを判断するには、以下の要素を総合的に考慮することができる。

- (一) 非互換性を課す行為が、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品 又はサービスの正常な運用を妨害したり、破壊したりすることを知っていたか、又は 知るべきであったかどうか。
- (二) 非互換性を課す行為が、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品 又はサービスの正常な運用に影響を与えるかどうか、ネットワーク生態系の開放と共 有に影響を与えるかどうか。
- (三) 非互換性を課す行為が、特定の対象に向けられているかどうか、公正、合理性、非差別の原則に違反しているかどうか。
- (四) 非互換性を課す行為が、消費者、インターネット商品又はサービスを利用する第三者事業者の合法的権益及び社会の公益に与える影響。
- (五) 非互換性を課す行為が、業界の慣行、就業規則、自主規制規約などに沿った ものであるかどうか。
- (六) 非互換性を課す行為が、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品 又はサービスのコストを不当に増加させるかどうか。
 - (七) 正当な理由があるかどうか。
- 第十六条 事業者は、技術的手段を用いて、直接、組織的に、又は第三者を通じて以下の行為を行うことにより、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運用を妨害したり、破壊したりしてはならない。
- (一)他の事業者が「ライトダウン(検索エンジンが対象のウェブサイトに対して評価を下げること)」、「信用格付けの引き下げ」、「商品の撤去」、「リンクの切断」、「サービスの停止」などの処分を受けるよう、わざと他の事業者と短期間に大規模かつ高頻度の取引を行ったり、好意的な評価を与えたりすること。
 - (二)悪意を持って短期間に商品を大量に落札した後、代金の支払いをしないこと。
 - (三) 悪意を持って商品を大量に購入した後、返品又は受け取り拒否をするなど。

第十七条 事業者は、特定の事業者を対象としてその事業者が合法的に提供する情報コンテンツやページを阻止したり遮断したりしてはならず、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運用を妨害したり、破壊したりしてはならず、市場における公正な競争の秩序を乱してはならない。ただし、違法な情報、ユーザーの通常の使用を妨げる頻繁なポップアップ、閉じる方法を提供しないフローティングウィンドウの阻止や遮断は除く。

第十八条 事業者は、技術的手段を用いて、「ユーザー選択への影響」、「トラフィック制限」、「遮断」、「ライトダウン」、「商品撤去」などの方法で、他の事業者間の正常な取引を妨害したり、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運営を妨害・破壊したり、市場における公正な競争の秩序を乱したりしてはならない。

事業者は、技術的手段を用いて、「取引対象、販売地域・時間帯の制限」、「販売促進活動への参加」などで、他の事業者の事業選択に影響を与えたり、取引相手が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運用を妨害・破壊したり、市場における公正な取引の秩序を乱したりてはならない。

第十九条 事業者は、技術的手段を用いて、他の事業者が合法的に保有するデータを不正に取得・利用したり、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運用を妨害・破壊したり、市場における公正な競争の秩序を乱したりてはならない。

第二十条 事業者は、技術的手段を用いて、同一条件の取引相手に対して不当に異なる取引条件を提供することにより、取引相手の選択権や公正な取引権などを侵害したり、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運営を妨害・破壊したり、市場における公正な取引の秩序を乱したりしてはならない。

次に掲げる場合は、前項に規定する不正競争行為には該当しない。

- (一)取引相手の実需に応じ、かつ、正当な取引慣行及び業界慣行に従って、異なる取引条件を実施すること。
 - (二) 新規ユーザーに対し、合理的な期間内に優遇措置を講ずること。
 - (三)公正、合理的かつ非差別的なルールに基づく無作為取引。

第二十一条 事業者は、技術的手段を用いて、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運営を妨害・破壊する行為を、以下の方法によ

り行ってはならない。

- (一) ユーザーの意思に反してアプリケーションをダウンロード、インストール、 実行すること。
- (二) 正当な理由なく、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスを阻止、審査遅延、撤去すること、及びその他のダウンロード、インストール、 実行、アップデート、普及などを妨害する行為。
- (三) 関連機器の動作に必要でないアプリケーションのアンインストール機能を提供しない、又はアプリケーションのアンインストールに対して不合理な障壁を設けること。
- (四)正当な理由なく、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスに対して、「検索ライトダウン」「サービス内容の制限」「検索結果の自然な並び順の調整」などの行為を実施すること。
- (五) その他、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの 正常な運用を妨害・破壊する行為。
- 第二十二条 事業者は、本規定に違反して、その他のインターネット上の不正競争 行為を行うことにより、市場における競争の秩序を乱したり、市場における公正な取 引に影響を与えたり、他の事業者や消費者の合法的権益を害したりしてはならない。
- 第二十三条 競争上の優位性を有するプラットフォーム運営者は、正当な理由なく、技術的手段を用いて、バックエンドの取引データ、トラフィックフローなどの情報上の優位性、及び管理ルールを濫用して、第三者の経営情報の遮断や商品の表示秩序の不当妨害などの方法で、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運営を妨害・破壊したり、市場における公正な競争秩序を乱したりしてはならない。
- 第二十四条 プラットフォーム運営者は、サービス契約、取引ルールなどの手段を用いて、プラットフォーム内の事業者によるプラットフォーム内の取引、取引価格及び他の事業者との取引に不当な制限を課したり、不当な条件を付したりしてはならない。これには主に以下の状況が含まれる。
 - (一) プラットフォーム内の事業者に独占契約を締結するよう強制すること。
- (二)商品の価格、販売対象、販売地域又は販売時間について不当な制限を課すこと。

- (三)保証金の控除・徴収や、補助金、優遇、トラフィック資源の削減などの制限 を不合理的に設定すること。
- (四) サービス契約や取引ルールを利用して、プラットフォーム内の事業者による 取引にその他の不合理な制限を課したり、不合理な条件を付したりすること。
- 第二十五条 プラットフォーム運営者は、サービス契約や取引ルールにおいて公正 かつ合理的に料金基準を決定しなければならず、企業倫理や業界慣行に反してプラットフォーム内の運営者に不合理なサービス料金を請求してはならない。
- 第二十六条 他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの 正常な運用を妨害・破壊する行為に該当するかどうかを判断するにあたっては、以下 の要素を総合的に考慮することができる。
- (一)他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスは正常に利用できないかどうか。
- (二)他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスは正常にダウンロード、インストール、アップデート、アンインストールできないかどうか。
- (三)他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスのコストは 不当に増加させられたかどうか。
- (四)他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの利用者数 や訪問者数は不当に減少させられたかどうか。
- (五) ユーザーの正当な利益が損なわれたかどうか、あるいはユーザーの経験や満足度が低下したかどうか。
 - (六) 行為の頻度と持続時間。
 - (七) 行動が及ぼす影響の地理的範囲、期間など。
- (八)他の事業者のインターネット商品又はサービスを利用して不当な利益をむさ ぼったかどうか。

第三章 監督検査

第二十七条 インターネット上の不正競争案件には、『市場監督管理行政処罰手続き規定』を適用する。

インターネット上の不正競争行為の通報が比較的集中する場合、又は重大な結果や

その他の悪影響が引き起こされた場合、実際の経営地、違法結果発生地の区を設置している市レベル以上の地方市場監督管理部門の管轄とすることができる。

第二十八条 市場監督管理部門は、インターネット上の不正競争行為の監視を強化 しなければならず、違法行為が発見された場合、法律に基づき調査・処分しなければ ならない。

市場監督管理部門がインターネット上の不正競争案件を調査・処理する過程において、調査を受ける事業者、利害関係者、その他の関連部門、個人は、関連情報又は事情をありのままに提供しなければならず、案件に関わるデータ及び関連情報を改ざん・破棄したり、市場監督管理部門による法に基づく職務遂行を妨害したり、調査・処理を拒否・妨害したりしてはならない。

第二十九条 案件処理の必要性に基づき、市場監督管理部門は第三者の専門機関に、 案件に関連する電子証拠の検証と固定、財務データの監査を委託することができる。

第三十条 新規案件や難解案件については、市場監督管理部門は専門家オブザーバーを任命し、調査の補佐として参加させることができる。専門家オブザーバーは、自身の専門的知識、ビジネススキル、実務経験などに基づき、事業者の競争行為に、イノベーションの促進、効率性の向上、消費者の合法的権益の保護など、正当な理由があるかどうかについて提言を行うことができる。

第三十一条 市場監督管理部門及びその職員、第三者専門機関、専門家オブザーバーなどは、調査に参加する過程で知り得た営業秘密に対して守秘義務を負う。

市場監督管理部門の職員が職権を濫用し、職務を怠り、私情にとらわれて不正行為を働き、又は調査の過程で知り得た営業秘密を漏洩した場合は、法律に従って処罰される。

第四章 法的責任

第三十二条 プラットフォーム運営者が本規定第六条に違反し、本規定に従って情報を保存しなかった場合、又はプラットフォーム内の事業者による消費者の合法的権益侵害行為に対して必要な措置を講じなかった場合に、市場監督管理部門は電子商取引法第八十条、第八十三条の規定に基づき処罰する。

第三十三条 事業者が本規定第七条に違反した場合、市場監督管理部門は不正競争

防止法第十八条の規定に基づき処罰する。

第三十四条 事業者が本規定第八条、第九条に違反した場合、市場監督管理部門は 不正競争防止法第二十条の規定に基づき処罰する。

第三十五条 事業者が本規定第十条に違反した場合、市場監督管理部門は不正競争 防止法第十九条の規定に基づき処罰する。

第三十六条 事業者が本規定第十一条に違反した場合、市場監督管理部門は不正競争防止法第二十三条の規定に基づき処罰する。

第三十七条 事業者が本規定第十二条ないし第二十三条に違反し、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運用を妨害・破壊した場合、市場監督管理部門は不正競争防止法第二十四条の規定に基づき処罰する。

第三十八条 プラットフォーム運営者が本規定第二十四条、第二十五条に違反した場合、市場監督管理部門は電子商取引法第八十二条の規定に基づき処罰する。

第三十九条 事業者が本規定第二十八条に違反した場合、市場監督管理部門は不正 競争防止法第二十八条の規定に基づき処罰する。

第四十条 法律、行政法規に、インターネット上の不正競争行為の調査・処理について別途規定がある場合は、その規定に従う。

事業者がインターネットを利用して競争を排除・制限し、独占的行為に該当する場合は、『中華人民共和国独占禁止法』に従って対処する。

第四十一条 事業者が本規定に違反し、違法所得がある場合、『中華人民共和国行政処罰法』第二十八条の規定に基づき、法により返還・賠償すべき分を除き、没収しなければならない。

第四十二条 本規定に違反し、犯罪を構成する疑いがあり、法律に基づき刑事責任 を追及する必要がある場合、市場監督管理部門は関連規定に従って速やかに案件を公 安機関に移管し、処理させなければならない。

第五章 付則

第四十三条 本規定は2024年9月1日から施行する。

出所:国家市場監督管理総局ウェブサイト

 $\frac{\text{https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2024/art_80019fe59e46419}}{6\text{bef173dc56678a42.html}}$

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。